

生駒市議会規則第1号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市議会議長 中谷尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（主幹）

第4条の3 事務局に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条の見出し及び同条第1項中「副係長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第11条第1項を次のように改める。

事務局長不在のときは事務局次長が、事務局長及び事務局次長ともに不在のときは事務局補佐がその事務を代決する。

第11条第3項中「前2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 事務局次長不在のときは、事務局補佐がその事務を代決する。

3 事務局補佐不在のときは所管主幹が、事務局補佐及び所管主幹ともに不在のときは所管係長がその事務を代決する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。